

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年12月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000155号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000076号

## 第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年12月10日から平成29年12月10日に訂正し、平成28年12月から平成29年11月までの標準報酬月額については、平成28年12月及び平成29年1月を22万円、同年2月を20万円、同年3月を24万円、同年4月及び同年5月を22万円、同年6月を24万円、同年7月から同年11月までを22万円に訂正することが必要である。

平成28年12月10日から平成29年12月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月10日から平成29年12月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成29年9月1日から同年12月10日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から同年11月までの標準報酬月額については26万円とする。

平成29年9月から同年11月までの標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月10日から平成29年12月10日まで

A社に正社員として平成28年2月1日から平成29年12月10日まで継続して勤務していた。保管している給与支払明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者から提出されたA社の給与支払明細書、A社の事業主から提出された賃金台帳及び年金事務所が保管している請求者に係る賃金台帳(以下「支給控除資料」という。)、請求者が保

管している同社からの給与振込の記載が確認できる預金通帳の写し並びに同社の事業主の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、平成28年11月の厚生年金保険の記録及び支給控除資料により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成28年12月及び平成29年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月から同年11月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、令和2年1月23日に請求者の資格喪失年月日を平成28年12月10日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が年金事務所に提出されていることが確認できることから、これを履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成29年9月1日から同年12月10日までの期間については、支給控除資料により、当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は26万円であり、上記1の訂正後の標準報酬月額（22万円）より高額であることが確認できる。

したがって、平成29年9月から同年11月までの標準報酬月額については、支給控除資料により確認できる本来の報酬月額から、26万円に訂正することが必要である。

なお、支給控除資料によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額（26万円）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額22万円を除く。）として記録することが必要である。